

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他(3) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(3)に契約手続きにおける交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続きに関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (3)	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ① 基本料金(1)欄は、力率割引(仕様書記載の標準力率100%)を適用した積算後の金額を記載する。 ② 各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)し、円未満の端数処理は行わない。	①基本料金の積算について、力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	契約書(案)	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
6	入札説明書4 (4)	入札に参加する者に必要な資格として、入札説明書4(4)に「入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと」と定められていますが、仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書9入札の方法(11)燃料調整費等	<p>弊社は現在、貴市の複数施設にて、燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での契約を行っています。</p> <p>本件入札においても、同様の料金制度での契約締結は可能でしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、契約書第18条第1項に基づき、燃料費等調整を行わない旨の協議を行うことも可能です。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	仕様書	各施設の現在の電力供給会社を教えてください。	エフビットコミュニケーションズ株式会社です。
2	仕様書	各施設について、自動検針装置はありますか。	ついていません。
3	仕様書	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kW)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	説明書	入札書に記載する日付は作成日でのよいでしょうか。	入札説明書9(3)ウに記載のとおり、入札書の日付は提出日を記入してください。
5	説明書	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みのとおりです。
6	その他	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	Webからダウンロードし印刷したものが、適法な支払請求書であれば、問題ありません。
7	その他	電子請求書が不可の方 弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)	問題ありません。
8	その他	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に	支払請求書の分割発行を求めることはありません。

9	その他	<p>請求書を発行する事が出来ません。ご了承くださいいただけますでしょうか？</p> <p>弊社の請求書は、原則、翌月10日迄より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内の振込となります。</p> <p>なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承くださいませか。</p> <p>※分散検針の施設（検針日が1日以外）につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。</p> <p>例 5日検針日 2月使用分 2/5～3/4までの請求書→翌月4/10頃にWebサイトへ掲載</p> <p style="padding-left: 40px;">3月使用分 3/5～4/4までの請求書→翌々月5/10頃にWebサイトへ掲載</p> <p>電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p>	問題ありません。
10	その他	<p>施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。</p> <p>また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承くださいませでしょうか。</p> <p>※契約開始直後：直近6か月前後（23年4月供給開始の場合⇒対象：22年10月～23年6月）</p>	建築・増築にかかる移転はありません。
11	説明書	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいいただけますでしょうか。</p> <p>あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>広島市ホームページで、落札金額を総価のみ公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行う予定はありません。</p>
12	その他	<p>当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じて</p>	<p>一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、</p>

1 3	その他	<p>ただくことは可能でしょうか。 当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容（電気需給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。</p> <p>電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。</p>	<p>影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。</p> <p>協議のうえ対応可能です。</p>
1 4	その他	<p>※データ等をお持ちでなく提供ができない方のみ データ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。 当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこういった対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。</p>	<p>エクセルデータはあります。</p>
1 5	その他	<p>落札時、電力切替え手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>請求書の写しについては、現行の契約先確認のうえ、可能な範囲での提供となります。</p>
1 6	その他	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか （500kW以上の協議制契約の場合） ⇒+契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。</p>	<p>ありません。</p>
1 7	その他	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕</p>	<p>協議のうえ決定します。</p>

18	その他	<p>様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と2022年12月～2023年11月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。</p> <p>例： 契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2023年8月 〇〇kW</p>	<p>契約電力：1,510kW 最大需要電力実績：</p> <table border="1"> <tr><td>2022年12月</td><td>1,170kW</td></tr> <tr><td>2023年1月</td><td>1,076kW</td></tr> <tr><td>2023年2月</td><td>1,069kW</td></tr> <tr><td>2023年3月</td><td>1,004kW</td></tr> <tr><td>2023年4月</td><td>1,397kW</td></tr> <tr><td>2023年5月</td><td>1,318kW</td></tr> <tr><td>2023年6月</td><td>1,314kW</td></tr> <tr><td>2023年7月</td><td>1,332kW</td></tr> <tr><td>2023年8月</td><td>1,429kW</td></tr> <tr><td>2023年9月</td><td>1,436kW</td></tr> <tr><td>2023年10月</td><td>893kW</td></tr> <tr><td>2023年11月</td><td>882kW</td></tr> </table>	2022年12月	1,170kW	2023年1月	1,076kW	2023年2月	1,069kW	2023年3月	1,004kW	2023年4月	1,397kW	2023年5月	1,318kW	2023年6月	1,314kW	2023年7月	1,332kW	2023年8月	1,429kW	2023年9月	1,436kW	2023年10月	893kW	2023年11月	882kW
2022年12月	1,170kW																										
2023年1月	1,076kW																										
2023年2月	1,069kW																										
2023年3月	1,004kW																										
2023年4月	1,397kW																										
2023年5月	1,318kW																										
2023年6月	1,314kW																										
2023年7月	1,332kW																										
2023年8月	1,429kW																										
2023年9月	1,436kW																										
2023年10月	893kW																										
2023年11月	882kW																										
19	説明書	<p>落札後5日以内の契約締結について期間の調整は可能でしょうか。また、郵送状況等での遅れも日数内に含まれるのでしょうか。</p> <p>※入札説明書、仕様書等すでにご記載の内容に関する質問もございますが、確認のため今一度ご教示いただけますと幸いです。お手数おかけしますがよろしく願いいたします。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から5日以内の日付けで契約書を取り交わしてください。</p>																								

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
①	契約書(案)第11条	<p>弊社は1施設に対して1枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。またお支払いに関しましても以下の例1のようなご要望の場合は、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくこととなりますが、ご了承いただけますか。</p> <p>(例1) 庁舎 〇,〇〇〇円 自販機 〇,〇〇〇円に分けて別々で入金します。</p>	<p>1施設に対する分割請求はありません。また、お支払いに関して別々に分けて入金することもありません。</p>
②	仕様書その他	<p>地域の一般電気事業者が値上げをした場合、弊社も値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくこととなりますが、その際契約単価見直しをご対応いただけますか。</p>	<p>契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
①	代金の請求	<p>・請求書の表記(2024年〇月分)について、弊社の料金算定の都合上、2024年4月1日から2024年4月30日まで使用した電気料金は、2024年4月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2024年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p>	問題ありません。
②	代金の請求	<p>・弊社では1需要場所に対して1枚の適格請求書を発行いたしますが、1需要場所の請求を按分し複数のご使用者様へ分割して請求する必要はありますか。その場合の請求書は適格請求書に該当しませんでしたがご了承いただけますか。</p>	支払請求書の分割発行を求めることはありません。
③	代金の請求	<p>・質問②の対応が不要な場合であっても、1需要場所の料金を複数箇所から支払われる可能性はございますか。</p>	電気料金の支払(振込)を複数に分けて行うことはありません。
④	入札書の送付	<p>・入札書及び入札附属書はホチキス止め、割印等のご指定はございますか。</p>	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。
⑤	入札書の送付	<p>・第2回目以降の入札を辞退とする場合は、第1回目の入札書のみを送付することで問題ないでしょうか。</p>	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		現在の契約電力会社及び契約種別の開示願います。 例)〇〇電力会社 産業用、業務用又は、業務用電力、高圧電力等	エフビットコミュニケーションズ株式会社です。契約種別は、現行の契約先に確認のうえ、可能な範囲での提供となります。
2		予備線・予備電源またはその他オプション契約はあますか。ある場合は、予備線・予備電源またはその他オプション契約の名称及び契約電力を開示願います。	ありません。
3		各契約の毎月の計量期間をご教示願います。例) 4月1日～4月30日	毎月、1日から末日までです。
4		応札から契約終了までの期間に弊社及び当該エリアを管轄する電力会社の料金改定及び約款等の変更があった場合には、料金改定及び約款等の変更、応札額について協議を行うことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき変更協議をすることは可能です。なお、入札に当たっては、入札説明書9(3)ウ(注)などに記載している入札額の積算に関する留意事項を十分に確認してください。
5		弊社の毎月の電気料金の請求(請求書)は「毎月の基本料金(小数点第二位まで)+毎月の電力量料金(小数点第二位まで)=電気料金(小数点切捨)」になります。入札付属書の記載方法と一致しない場合がごいます。ご理解願います。	電気料金の算定は、契約書第10条に記載のとおりとし、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金(請求額)としてください。
6		契約電力が500kW以上の協議制契約の場合、設定された契約電力を越えた際に契約超過金が発生する点に留意願います。また契約時に協議制契約の契約電力を変更する場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。その場合、供給開始日について別途協議をさせていただけますようお願い申し上げます。	契約電力の増減については、契約書第8条に記載のとおりです。また、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

7		<p>自動検針装置が設置されていない施設については、自動検針装置に切り替わる可能性があります。また設置できない場合は、毎月の30分値デマンドデータの開示ができない、送配電の検査員が訪問する等他施設とは異なる場合がございますのでご了承ください。</p>	<p>自動検針装置が設置されています。</p>
8		<p>内訳書には、力率割引を反映した金額を記載する認識で合っていますでしょうか。</p>	<p>基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。</p>
9		<p>請求書を複数に分割する必要がある場合、対象となる事業者について別途リストの提供をお願いします。また毎月、請求金額確定後にポータルサイトから電気料金請求書をダウンロードいただき、各事業者の分担金額を記載したリストを作成いただき、共有をお願いします。共有されたリストをもって分割した請求書を発行させていただきます。</p>	<p>支払請求書の分割発行を求めることはありません。</p>
10		<p>落札となった場合、支払方法は口座振替と銀行振込のどちらになりますか。銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承ください。</p>	<p>銀行振込により広島市指定金融機関から支払います。</p>
11		<p>落札となった場合、契約書に記載以外の条項について、弊社約款を適用するため、弊社フォーマットの電力需給申込書を提出願います。※署名のみで押印不要。</p>	<p>別途必要書類の提出については、協議によります。また、契約書に記載のない事項については、協議後、覚書等に対応することも可能です。</p>
12		<p>落札となった場合、契約書(案)の条項について、弊社リーガルチェックを踏まえ、覚書で契約書に記載の内容を調整いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>条文の追加・変更はできませんが、必要であれば、協議後、覚書等に対応することは可能です。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。